

第3章 クオータ制についての有識者寄稿／インタビュー

この章では、クオータ制について、有識者にお寄せいただいた、またインタビューにより聞き取ったご意見を紹介する。

1. 辻村みよ子氏寄稿（法学者、明治大学法科大学院教授）
2. 三浦まり氏インタビュー（政治学者、上智大学法学部教授）
「クオータ制を日本で導入するために」
3. 竹信三恵子氏インタビュー（ジャーナリスト、和光大学現代人間学部教授）
「マスメディアと女性運動の役割」
4. 石田久仁子氏インタビュー（翻訳家、日仏女性研究学会事務局代表）
「フランスのパリテについて」
5. 申琪榮氏インタビュー（政治学者、お茶の水女子大学ジェンダー研究所・大学院人間文化創成科学研究科准教授）
「韓国のクオータ制について」
6. 川橋幸子氏インタビュー（「クオータ制を推進する会」役員、元参議院議員）
「『クオータ制を推進する会』について」
7. 太田啓子氏インタビュー（「怒れる女子会」呼びかけ人、弁護士）
「『怒れる女子会』について」
8. 沖藤典子氏インタビュー（ノンフィクション作家）
「神奈川県で女性運動に関わってきた立場から」

1. 有識者寄稿

法学者、明治大学法科大学院教授 辻村 みよ子氏



<プロフィール>東京都出身、成城大学・東北大学教授を経て、2013年より明治大学法科大学院教授。法学博士。21世紀COE・グローバルCOE拠点リーダー、日本学術会議会員・同男女共同参画分科会委員長、ジェンダー法学会理事長、全国憲法研究会代表を歴任。現在、国際憲法学会理事・日本支部副代表、内閣府男女共同参画会議議員等。近著に、『ポジティヴ・アクション』(岩波新書 2011年)、『概説ジェンダーと法』(信山社 2013年)、『人権をめぐる十五講』(岩波書店 2013年)、『比較のなかの改憲論』(岩波新書 2014年)、『選挙権と国民主権』(日本評論社 2015年)、『憲法と家族』(日本加除出版 2016年)、『憲法(第5版)』(日本評論社 2016年)など。

(1)日本に女性議員が少ない現状、増えない原因等について

これまでの男女共同参画社会基本法（1999年）以後の取組みの中では、政治分野が特に不十分である（2014年GGI104位では、政治分野のスコアが100点満点中5.8点（2015年版は101位で、政治分野は10.3点）であり、これが全体の評価を著しく引き下げている）。

それには多くの理由があるが、①国や自治体の基本計画等の取組みでは、政党の自律等に配慮して政治分野が極度に「弱く」、有効なポジティヴ・アクションが実施されなかったこと、②政党・政治家の間でも従来の選挙手法が採用され、立候補者選定にあたって男女共同参画が重視されてきたとはいえないこと、③選挙区の地盤を継いだ2世・3世議員（あるいは未亡人）は別として、選挙に勝てる女性候補者がいないと考えられてきた。実際、意識的に女性候補者を育成するという動きが、従来は、地方や政党に存在しなかったこと、④上記の②③の背景には、従来通りの3バン選挙<地盤・看板・かばん>の実態がある。とくに「かばん（財力）」の要素が強く、供託金その他、政党が調達する場合以外、新規の無所属での女性の立候補はほとんど不可能

な状態であること、⑤日本社会全体で性別役割分業観がいまだ根強いことから、女性候補者に対する家族等の理解や支援も得にくいくこと、⑥国政選挙に立候補するまえに、地方政治で実績を積むことが欧米では一般的であるが、日本では、地方議会（とくに生活に密着した市町村議会）での女性議員比率が低いこと（平成23年度で12%）、などが指摘できる。（全国の地方政治への女性参画状況につき、男女共同参画白書27年版I特集（第2節）

http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h27/zentai/html/honpen/b1_s00_02.html
参照。）

(2)クオータ制やパリテの日本での導入障壁について

韓国では、日本と同じく小選挙区比例代表制を採用しているが、そのうち比例代表部分について強制型50%クオータ制が2004年に導入された。韓国では、その前後に地方議会選挙についても同様のクオータ制を導入しており、政党補助金によるインセンティブ制度をはじめ、毎年のように法改正をして取り組んできた。また、フランスでも、総合的なパリテ政策の背景には、長年にわたる運動や訴訟がある（辻村『ポジティヴ・アクション』岩波新書2011年、辻村編『世界のポジティヴ・アク

ションと男女共同参画』東北大学出版会 2004 年、辻村『選挙権と国民主権——政治を市民の手に取り戻すために』日本評論社 2015 年、第 4 章参照)。とくにフランスでは 1982 年の憲法院違憲判決から 17 年後の 1999 年に憲法改正までして男女平等参画促進を憲法に明記し、2000 年にパリテ法を制定した。また、小選挙区制のためクオータ制が導入できなかったためパリテ法の例外とされてきた県議会選挙では、近接する 2 つの選挙区を合区して男女がペアで立候補する制度に改正し、2015 年に女性議員比率 50% を達成した。

これに比して、日本では、①上記(1)で述べた諸原因により、政党の内外に、女性の政治参画を促進するための改革の担い手が育ってこなかつたこと、②選挙訴訟（議員定数訴訟など）を提起する運動主体にも、女性の政治参画を問題にする視点が欠けていたこと、③政府および政党が選挙改革について党利党略に終始し、政治分野の男女共同参画のためにクオータ制を導入して改革しようとする意識が乏しかつたこと、④日本の衆議院小選挙区比例代表制の選挙制度には、重複立候補制が採用されており、クオータ制を導入する際に制度的な困難が伴うこと、また、参議院比例代表選挙については（クオータ制になじみやすい拘束名簿式ではなく）非拘束名簿式のため、クオータ制の成果がでにくいこと、などがクオータ制導入に対する障がいとして指摘できる。

(3) 今後の、日本におけるクオータ制やパリテの導入の可能性について（地方での導入の可能性及び手法について）

憲法改正や法律制定による強制型のクオータ制導入には、国会の議決が必要であるため、内閣や国会議員の発議がなされる状態にならなければならない。この点では、地方選挙も同様であり、公職選挙法の改正が必要である。したがって、国会議員の多数が、この問題に

対する関心を高め、政治公約として女性の政治参画拡大を掲げるような状況を国会内に作り出さなければ始まらない。

この点で、ようやく近年、超党派のクオータ議連が活動を始めたため、これに期待したい。ただし、実際には、重複立候補制を前提とした議論であるため、複雑な制度が構想されつつあることや、保守政党の理解・協力が得られていないなどの課題がある。

また、理論的にも、政党の自律性を害する強制度合いが高い場合には憲法違反の判断がされる危険も残るため、さらに憲法理論的な検討が必要である。ただし、一般的な、立候補者割り当ての推奨（非強制型）や、タイム・テーブル方式による段階的実施、政党助成金を介在させたインセンティブ方式などであれば、憲法違反になる危険も小さいため、今後、具体的な措置を検討することが望まれる。

現実には、政党の自発的クオータ制はもちろん現状でも可能であるため推奨されるほか、法的クオータ制であっても、強制力の程度によっては法律改正による導入も不可能ではない、と考える。

ただし、女性候補者の 50% クオータ制が導入できたとしても、実際には、能力・適性などの点で、勝てる候補者になり得る人材が不足しているため、(a) 候補者の研修（政党主催の他、自治体や民間団体による女性市民の政治講座など）によるエンパワーメント、(b) 財力不足を補うためのエミリーズ・リストのような団体による支援、が不可欠である。

地方議会についても、公職選挙法改正を必要とする内容である限りは国会の立法を要するが、政党や政治グループの綱領・規約等による自発的なクオータ制は、現状でも可能である。そのため、地方選挙の折に、政党や候補者に男女共同参画に関する見解を公開質問状の形で質問して、有権者に情報提供するなど、民間団体が貢献できる場面は多いと思われる。また、上記の候補者人材育成制度や、エミリーズ・リストのような支援活動も、地方でこ

そ有効に実施できるものと思われる。

(4) 女性議員を増やすために、またクオータ制やパリテを推進するために、県及び男女共同参画センターにできることとは

上記の(a)候補者の研修は、自治体や民間団体が主体になることが多いため、女性市民の政治講座などによるエンパワーメントに貢献することが必要である。(b)財力不足を補うためのエミリーズ・リストのような団体による支援に類似する活動を、自治体の種々の補助金や事業を活用して、事実上ないし精神的な支援を目的として実施することが可能と思われるため、検討していただきたい。

また、地方自治体では、政治分野の男女共同参画を推進するために、両立支援の点での支援も可能と思われる。この折には、女性議員支援の活動だけでなく、多様性確保を目指した運動・啓発活動（イクメン、イクボス支援事業等）、例えば、地方議会に近い保育園等の設置や施設活用により、ライフ・イベント中の議員のための支援制度を導入することや、地方議会議員の意識改革のための研修・啓発活動（セクハラ防止の研修等）を行うことは重要かつ有効であろう。

(5) クオータ制やパリテ以外の有効な手立てについて

すでに指摘した通り、選挙制度改革としてのクオータ制やパリテの導入以外にも、多くの有効な手立てが考えられる。例えば、

- ① 政党助成金を通じたインセンティブ付与（女性候補者比率を上げ、男女共同参画を推進した政党に助成金を増額する等）
- ② 女性候補者人材育成のための研修制度（政党、自治体、民間団体等）
- ③ 女性候補者のための財政的支援制度（エミリーズ・リストのような団体寄付金型等）

- ④ 議員等の両立支援のための活動（議員の産休・育休取得促進、介護休暇取得促進、支援活動等、地方の議会内もしくは近隣の保育園設置等）
- ⑤ 男女共同参画推進のための啓発活動（議員のセクハラ防止のための研修等）
- ⑥ 有権者による議会監視・候補者選択のためのアンケート調査や公開質問状
- ⑦ 有権者の主権者意識改革及び男女共同参画促進のための民間団体・グループの活動促進（自治体による補助金付与も含む）など多様な手法が可能であろう。

2. 有識者インタビュー

クオータ制を日本で導入するためには

政治学者、上智大学法学部教授 三浦 まり氏



<プロフィール>上智大学法学部教授。米国カリフォルニア大学バークレー校政治学博士課程修了、Ph.D.（政治学）。専門は比較福祉国家論、現代日本政治、ジェンダーと政治。主著に『私たちの声を議会へ—代表制民主主義の再生』（岩波書店、2015）、『ジェンダー・クオーター—世界の女性議員はなぜ増えたのか』（編著、明石書店、2014年）、「政権交代とカルテル政党化現象—民主党政権下における子ども・子育て支援政策」『レヴァイアサン』53号（2013年）、『壁を超える—政治と行政のジェンダー主流化』（共著、岩波書店、2011年）ほか。

主な質問項目：

- ・なぜ女性議員が増えないのか
- ・諸外国でのクオータ制導入のきっかけ
- ・日本の女性運動について
- ・女性議員が増えることのメリット
- ・クオータ制を実現するために必要なこと
- ・地方で女性議員を増やすための方策
- ・男女共同参画センターに出来ること

● なぜ女性議員が増えないのでしょうか。

三浦氏：女性議員が政治の世界に出られない障壁がいくつあります。他の国も同じですが、まずは性別役割分業の壁が非常に大きいこと。公の仕事は男性で、私的な仕事は女性に、と役割が分担されていて、政治は公の仕事の最たるもので、男性のものだという意識がとても強いことがあります。

その意識が具体的にどう障壁になるかというと、まず家族の支援が得られない。男性は妻が立候補しようとしてもなかなか賛成しないし、父親や義理の父からも出るなと言われたりと、男性と比べて、家族の支援が圧倒的に得られにくいという点があります。

立候補できても、政治の仕事は男性だという固定観念を有権者も持っています。とりわけ

年齢の高い男性などは、女性候補者には「なぜ立候補するのか」と聞いてきます。子育てが終わっているならまだいいのですが、そうでなければ、まず結婚しろとか子どもを産めとか、子どもが可哀想だとかを有権者が言う。だから女性は家族の支援も得られず、有権者からも政治の世界に入ることに関して理解が得られにくいのです。

さらに政治の場に出ようとする女性は、攻撃や揶揄、からかいの対象になりやすいです。男性も時にはそうですが、女性は間違いなく容姿、身なり、プライバシーまで踏み込んで面白おかしく言われ、蔑まれる。その見方もアンフェアで、女性の方が不利な状況に置かれています。こうした状況を女性も見てるので、よほどのことがないと議員になろうとは思わないわけです。

だから議員になりやすい女性は、世襲や、それに近いような人たちに限られる傾向があります。政治家を代々やっている家の出身だと、家族も応援するし、プライバシーを暴かれることにも抵抗が少ないのでしょう。既に有名人になっていて、プライバシーを売るのが仕事の人も、入って行きやすいですね。

これらは環境に光を当てた理由です。もう一つ大きな障壁は政党です。基本的に政党から公認を受けないと、国政には立候補できませ

ん。政党が候補者を選ぶ際、選ぶ人の多くは男性で占められています。その人たちが重視することは、「勝てる候補」かどうかということです。現職は男性のことが多いので、「勝てる候補」の基準はどうしても男性基準になってしまいます。男性は官僚、地方議員、秘書から候補者になる人が多いですが、女性はそこのプールは少ないです。女性の場合は前職が大学教授、弁護士、テレビに出ていたりタレントが多いのが特徴です。候補者を選ぶ際に、地に足のついた女性、地域活動をしているような女性が選ばれる仕組みが必要です。

● 諸外国でのクオータ制の導入のきっかけは、どんなことでしょうか。

三浦氏：まずは中道左派政党が取り入れることですね。男女平等にこだわりがあるのは中道左派のほうが強いですし、党勢を立て直す時に、クオータ制を入れて女性候補者を増やし、女性票を取ろうと舵を切るパターンが観察されます。一つの政党がそれによって成功を収めると、伝播して、他の党も女性票を狙うようになります。成功した政党を見て競争が始まり、保守を含め追従していく流れになることがヨーロッパでは多いのです。

あとは、大統領などの政治のトップリーダーが最初に決断する時もあります。政治的計算が働いて、今クオータ制をやることが自分にとっての成果になると判断してゴーサインを出すことは、保守党でもあります。その背景には、女性議員がもっと必要だという女性運動の盛り上がりがあって、それに突き動かされて、応えたほうが得になるという計算が働き、動くわけです。

● 日本の女性運動はいかがでしょうか。

三浦氏：日本は女性たちの声がとても弱いです。女性運動の中から、クオータ制導入をとか、

女性議員を増やそうといった声が無視できないほどに高まれば、政党も応えざるを得ないのですが、なかなか大きな声になっていないですね。

なぜかと言うと、まず、全国組織がありません。外国だと、ロビー団体が一つ二つにまとまっていたり、小さい組織をまとめる団体があるけれど、日本の場合、全部草の根で小さく、横の連携もありません。一緒にキャンペーンをするなどのアドホックな協力関係はあっても、恒常的なネットワークがなく、女性の声が分散してしまっています。

外国では、全国組織の女性団体があり、専従の職員がいたりしますが、日本では専従職員がいる団体はほとんどないです。世代が若いほど、生活の基盤がなければ活動も出来ませんし、専従の人も、リクルートして育てないといけません。

一方で例えば平和運動は男性が中心ですが、カンパがたくさん集まるので専従の人を置けるし、労組が基盤なのでその重みと厚みがあり、お金がちゃんと回る組織体になっている。このように、お金も出して、専従のスタッフが雇える仕組みをどう作るか、というのは、大きな課題です。お金を出さないと組織はできない。組織ができるから小さなことしかできない。女性運動はこの悪循環です。

日本の女性は組織化を避ける人も多いですね。市川房枝さんの時は凄くて、彼女は無所属の参議院議員でしたが、女性議員を超党派でまとめあげ、また全国レベルの女性団体もいくつも立ち上げ、女性たちの要望を政治へとつなげました。この遺産を、うまく次の世代に継げませんでした。

また、政党とは距離を持ちたいと思っている団体が多く、「政治に対して声を上げる」ことになっていない点もあります。外国だと、政党の内部に女性部があり、それを支える外部の女性団体があって、両者がタッグを組んで女性議員を増やしますが、日本はそこも欠けています。

- 実際に女性議員が増えたら社会にどんなメリットがあるとお考えですか。

三浦氏：議会に色々な人が入って多様になれば、まず議会運営がもっとオープンになり、風通しが良くなると思います。

政策的には、やはり介護や保育等のケアの問題と、女性に対する暴力の二つは、「女性議員が増えたことによる利益」として実感できるのではないかと思います。

例えば地方議員に女性が増えれば、介護や保育などのケアの領域の制度運用に当事者が関われますから、細かい配慮が出来るようになる。それにケア労働は、女性の仕事で、価値が低いとされて報酬が上がらない側面がありますが、女性議員が増えれば、価値を正当に評価し、報酬を上げようという声も高まると思います。ケア労働がいかに重要な仕事かは、女性議員には経験からも分かりますから。

ケアの問題を解決していくことは、少子化対策にもなり、長期的な財政見通しも良くなっています。

DV 関連の政策も、女性が議会に入り、もっと当事者の声を反映させていければ大きく前進すると思います。世界的な調査でも、女性議員が多いと、女性に対する暴力撤廃の方向に改革が進むという結果が出ています。

ケア報酬の引き上げはケア労働に関わりたい男性にも歓迎され、また暴力の少ない社会になることは男性にとってもいいことですから、女性議員を増やすことは、長い目で見れば、男性にとってもメリットがあります。

- これから日本でクオータ制を実現するためにはどんなことが必要でしょうか。

三浦氏：今、議連¹が中心となって政治に女性を増やそうという動きがあり、「政治分野にお

ける男女共同参画推進法案（仮称）」が練られています。骨子は既に出来ていて、2016 年の通常国会に提出の見込みです。これは理念として、候補者擁立は男女同数（パリテ）を目指すことが盛り込まれる予定です。努力義務しか課していませんが、理念として男女同数が規定されることの意義は大変大きいです。

また「公職選挙法の一部を改正する法律案（仮称）」も同時に提出されるようです。衆議院の比例名簿を重複候補者含めて男女交互で登載することを可能とする内容です。

これらの法案の成立後には、「女性が多い政党の方がより進歩的だ」と、メディアや有権者が政党の取組みを評価し、政党間競争を起こすことが重要です。世間が関心を持たなければ、政党が本気で取り組む必要性がないので、掛け声だけで終わってしまいます。メディアや市民社会の役割はとても大きいです。

また、どこの国でもクオータ制を入れて一回目の選挙は、政党あまりやる気がなくうまくいかないものです。そこで世論が怒り、政党が次の選挙で改善する。しかし十分ではなく、法律を厳しくしよう、罰則付きにしよう、と世論が高まる。それに対して政党が自助努力したり、罰則に応じていく。こうしてクオータ制が実効性のあるものになるまでに、選挙が5回くらい、10 年はかかります。女性運動もそれだけの持続力を持たないといけません。

加えて日本では、クオータ制自体が合憲なのかという議論もあります。男女同数をめざす理念法の下に、政党が自主的なクオータ制を党則で定めていくという2段構えとするのが、現実的だと思います。

- 地方ではどうすれば女性議員を増やせますか。

三浦氏：クオータ制は政党の枠組みの弱い地方議会では難しいですね。地方議会で女性を増やすには、定数を大きくし、一人複数票とする連記制の導入が効果的です。一人が3人に

¹ 「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」

投票できるとしたら、1人目は男性でも、2人目、3人目は女性に入れてもいいかなという意識が有権者に生まれます。実際、衆議院の戦後第一回目の選挙は大選挙区の連記制で、39人の女性議員が当選しました。

地方議会のあり方は国によって様々で、議員がパートタイムだったり、夜に議会を開く国もありますが、日本の地方議会は権限も予算も規模も大きく、歳費も高いから、余計に女性が入り込めなくなっています。この際、地方議会がそれぞれの実情に合わせて、大胆な議会改革をしたらいいかかもしれません。例えば歳費、報酬を下げれば、男性が議員の座を女性に譲ってくれるかもしれない(笑)。多様な議会改革を制度上可能にすれば、地方議会が多様になり、色々な試みの結果、「女性ゼロ議会が全体の2割」よりは良くなるのではないかと思います。

ただし地方で根深いのは、女性はお嫁に行くことが多いから、「よそもの」になってしまい、地域の地盤が弱いということ。男性がずっと同じところにいて地盤が出来るのと対照的です。これをどう乗り越えていくかですね。

● 神奈川県はどうでしょうか。

三浦氏：かつては「ネット²」が神奈川ではすごく強く、女性たちの声を拾っていく大きな役割を果たしていました。意識の高い専業主婦がたくさんいて、ネットを支えていました。最近は専業主婦が減っていることもあり、ネットはかつてほどの勢いを持っていないように見えます。今や女性も働くようになり、時間がなく、政治に関われない。既存の女性の全国組織があれば、会費を払うことで参加できますけど、それもありません。神奈川だけではないですが、そういう状況があると思います。

● 県や男女共同参画センターに何かできることはありますか。

三浦氏：女性センターは意識啓発の様々な講座をやっていて、さらに相談事業で、実際にDVなどの問題を抱えた方が相談にいらっしゃる。まずはそれらを繋げていくことですね。DVの問題も法律が良くなればより救済されるし、保育園も予算が増えればより良くなる。みんな政治の問題なんだということを啓発してほしいですね。事情が分かる議員がいるのといしないのとでは全然政策が違うというセンスを有権者が身につけてほしい。のために、どこの政党にも肩入れせずに、政治リテラシーをあげるような講座を工夫してみるのはどうでしょうか。例えば、それぞれの選挙制度のバイアスをもっと知ってもらう講座などです。

外国の事例の紹介もいいですね。外国を取り上げて日本と比較し、選挙制度の違いや日本の女性議員の少なさに焦点を当てていく。例えば1月に台湾で女性総統が誕生しましたので、「なぜ台湾で女性総統が実現したのか」を切り口にし、台湾のクオータ制についても紹介、宣伝してみるとかですね。経済や女性のリーダーシップなどの講座の中に一つくらい政治のテーマを入れ込んでみるのもいいですね。

女性活躍推進法が出て、企業に役員クオータ制を入れようという流れがあります。でも、他の国は政治にクオータ制があるから企業役員にも入るようになりました。女性活躍推進法が今回、企業に対して努力義務に留まっているのは、政治がクオータ制をやっていないのに企業に対して厳しいことを言えないこともあります。女性活躍推進法を本当に意味のあるものにするには、政治の後押しが必要で、政治がまずクオータ制を導入しないと、本当の意味での女性活躍推進になっていかないと思います。

² 神奈川ネットワーク運動、略称「NET」